

別形態の院宣・繪旨

——「御奉行所候也」という文書について——

橋 本 初 子

【要約】今日、神社に伝来している古文書のなかに、「御奉行所候也」という書止め文言の文書がある。この文書は、様式的には御教書であり、公刊の史料集では、すでに御教書として扱われてきている。しかし、これらの文書はたんなる御教書ではなく、実際には院宣・繪旨として機能していた。本来、院宣は院司奉書、繪旨は藏人奉書という形式が、いずれも原則であるが、本稿に紹介する「御奉行所候也」の院宣・繪旨は、かかる普通の院宣・繪旨をさらに下位の庁務主典代や藏人所出納がもう一度奉じて、宛所に伝達するという二段構えの奉書形式である。本来の院宣・繪旨は、官職を帯し、政治機構内に位置しなければならなかった。そして官職についていないが、上皇（天皇）の命令が伝達されねばならない時、本来の院宣・繪旨とは別形態の「御奉行所候也」の形式によって、院宣・繪旨が伝達された。本稿では、従来の古文書学では扱われなかった、この別形態の院宣・繪旨の実態について考察するものである。

史林 六二巻五号 一九七九年九月

はじめに

現在の古文書学において、院宣・繪旨に関しては、すでに研究し尽された文書として扱われ、様式的には、「院宣所候也」「天氣所候也」等のように、一見して院宣・繪旨と判断できる書止め文言を有するのが普通である。しかし院宣・繪旨はこれだけでなく、書止めに「院宣」「天氣」という言葉がなくても、「仰所候也」で終るものもあることも、よく知られている。これらはいずれの概説書にもとりあげられている院宣・繪旨であるが、最近になって、かかる院宣・繪旨を

特徴づける文言がみとめられなくても、実際に院宣・繪旨として機能していた文書があることがわかった。それは「御奉行所候也」という書止め文言をもった文書（以下「御奉行所候也」の文書と称する）である。この文書は、鎌倉時代後期から南北朝期にかけて、神社の神職に宛てられ、その当時の書札札においては、庁奉書・出納奉書とも呼ばれ、ある程度ひろく使用されていた文書の様式である。

しかしこの様式の文書について、これまで本格的に言及されたことはなかった。現存する中世文書のうちには、その用法や機能がまだあきらかでない文書がある。実際に神社や寺院の所蔵文書に接し、それらを厳密に、伝来のすがた（原文書）において調査する機会が多くなればなるほど、現行の古文書の概説書等には、とりあげられていない文書に出逢うものである。ここでとりあげる「御奉行所候也」という文書もその一つである。そしてこれらの文書が史料集等に活字化される場合には、その見なれない文書はよく検討されず、ただ従来の古文書様式のいずれかに含めて、いちおう文書名は付けられているものの、その文書の機能や用法の実態については、ほとんど顧みられないのが現状である。このような文書について、あらゆる角度から考察し、しかるべく史料的位置づけをすることも、本来の古文書学の一面ではなからうか。

こうした文書の一例として、本稿では現在の古文書学において未検討の、「御奉行所候也」という書止め文言をもった文書をとりあげた。そして「院宣所候也」や「天気所候也」というような書止め文言の院宣・繪旨（以下、ふつうの院宣・繪旨と称する）とは別に、この文書が様式上には直接院宣・繪旨であると判断し得る文言はないけれども、実際に当時院宣・繪旨として機能していたことを考察する。「御奉行所候也」という書止め文言の文書を、ふつうの院宣・繪旨に対して別形態の院宣・繪旨と称する所以である。

一

昭和五年の春に、私は八坂神社（京都市東山区祇園町）と松尾大社（京都市西京区嵐山宮町）において、この両社に所蔵され

ている古文書を拝見する機会に恵まれた。^①この時に後掲の写真(1)(2)と(6)の三通の文書は八坂神社において、また、写真(4)(7)の二通の文書は松尾大社において、それぞれ調査することができた。さらに写真(5)は、早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書のうち、上賀茂神社文書の一通である。これらの文書はいずれも前述のように、「御奉行所候也」という文言を持っており、このような文書は、私にとっては初対面のものであった。

こうした文書について、写真(1)と(2)および(4)から(7)までに掲げた六通の文書を、その様式上から検討すると、つぎのような諸点が指摘される。まず本文は「……由、(奉行の当人)殿御奉行所候也」という書様になっている。そして最後には「執達如件」という、伝達文言をとまなっている。差出書(奉考)の身分は概して低く、左衛門尉や式部丞というように、位にすれば六位以下のものか、または前受領名を名のような、家司クラスである。宛所はすべて神職であり、かならず「謹上」の上所を付けている。年紀は、書下し年号・付年号・月日のみという三通りの場合がある(表Ⅰには、年紀のある文書のみを示した、欠年の文書が、この表Ⅰ以外に数通ある)。書体は、院宣・繪旨と同じ行書体である。これらを総合すると、かかる「御奉行所候也」の文書は、典型的な御教書の様式を具備しているのである。

ここで実際に、写真(1)(2)と(4)から(7)までの「御奉行所候也」の文書が、現在刊行されている史料集において、どのような取扱われているかをみると、左記のような文書名によって、すべて公家の御教書の範疇に入れられている。各文書の下(一)内には、それぞれ取載されている各刊本における所在を示した。

写真(1) 前中納言中御門為方御教書(『八坂神社文書』一九四九号)

写真(2) 〔『八坂神社記録』^②に翻刻されているが、文書名は付されていない〕

写真(4) 中御門前中納言御教書(『松尾大社史料集 文書篇一』六四号)

写真(5) 中御門前中納言家御教書(『早稲田大学所蔵荻野研究室文書』上巻 二五号)

写真(6) 葉室光頭御教書(『八坂神社文書』一七〇三号)

写真(7) 藏人大輔某御教書〔松尾大社史料集 文書篇一〕二四号)

右の各文書名は、各々史料集の編者によって冠せられたものである。さきにも検討したように、これらの文書が御教書の典型的条件を具備しているので、このような文書名が付けられたのは当然である。

ここにいう御教書とは、多くの先学がひとしく指摘するように、本来その藍觴は書状にあり、就中、奉書という侍臣附近・家司が上位者の仰を奉じて、相手方に伝達する様式の文書である。かかる御教書は、中世の公家社会においては、政治文書の主流を占めていた。^⑤すなわち仰の主体である上位者と奉者(文書発給責任者)と仰が伝えられる相手(宛所)、この三者の身分・地位・官職の相関関係によって、御教書はそれぞれ院宣・綸旨・令旨・長者宣・別当宣・東寺長者御教書等々というように使い分けられていた。したがって、これら御教書の発給手続と伝達経路は、そのまま中世公家社会の権門体制を支える枠組みを構成していた。また太政官発給の文書が、組織対組織の文書であったことについて、これら御教書は、個人対個人の文書であった。そこで、御教書の格式は、上位者と奉者の身分関係によって規定され、その様式は、差出者(奉者)と宛所との間の身分、とくに官職のつりあいをもとにして、厚礼薄礼のあらわし方があった。それゆえに先に例示した六通(写真③を除く)の文書名は、たんに様式上の特徴から「御教書」と付けられたのであろうが、それだけではこれら「御奉行所候也」の文書について、決して十分な検討が加えられたとはいえないのである。

すなわち、この「御奉行所候也」の文書が政務処理機構上の何処から何処へ機能した御教書であるか、また何故に、その下にさらに奉者がいるという二段構えの奉書のかたちをとっているのか、そして「御奉行」ということについて、また身分の軽い奉者と宛所との関係についても、それぞれ検討しなければならぬのである。そしてこの「御奉行所候也」の文書について、たんに中御門前中納言家御教書(写真⑤)という様式のみでなく、この文書の機能について考察しなければ、この文書に関して十分な理解ができたとは言えないのである。

① 八坂神社と松尾大社の古文書調査には上島有氏に随行した。この調

査については、つぎのような報告がある。上島有氏「八坂神社所蔵文

書について」（『神道史研究』第二六卷二号）、同氏「松尾神社文書に

みえる足利尊氏御判御教書」（『洛西』第四号）

② 八坂神社発行『八坂神社文書』上・下 東京大学史料編纂所架蔵影

写本「建内文書」（全三四冊）がこれにあたる。

③ 八坂神社発行『八坂神社記録』下 東京大学史料編纂所架蔵影写本

「八坂神社文書」（全四冊）がこれにあたる。註②・③については上島

氏前掲論文参照。

④ この文書の差出書の所に「尊氏將軍管領山名」という押紙があるが、

これは後世のもので、本文書の内容とはいっさい関係ない。

⑤ 富田正弘氏「中世公家政治文書の再検討②」（『歴史公論』四卷二

号）

二

前節のような観点から、表Ⅰに列挙した一三通の文書をみよう。この表Ⅰは、現在まで私が集めえた「御奉行所候也」の文書を表示したものである。これらの文書に共通してみられる問題点を整理すると、つぎの四点に集約される。すなわち

(一) これらの文書が、神社に伝来していること。

(二) これらの文書が、すべて神職を宛所としていること。

(三) 「御奉行所候也」の奉行の当人が、これらの文書と同じ時代に、いっばうでは院宣・繪旨の奉者であること。

(四) 内容的にみると、表Ⅰの内容欄に示されているように、これらの文書の発給目的（命令の内容）が、和与の認許およびその追認、社領の安堵、課役免除、そして訴訟の手續（問状）と裁許というように、同じ時期、すなわち鎌倉

時代後期と南北朝期に、政治上重要な役割を果した院宣・繪旨の内容と全く一致していることである。

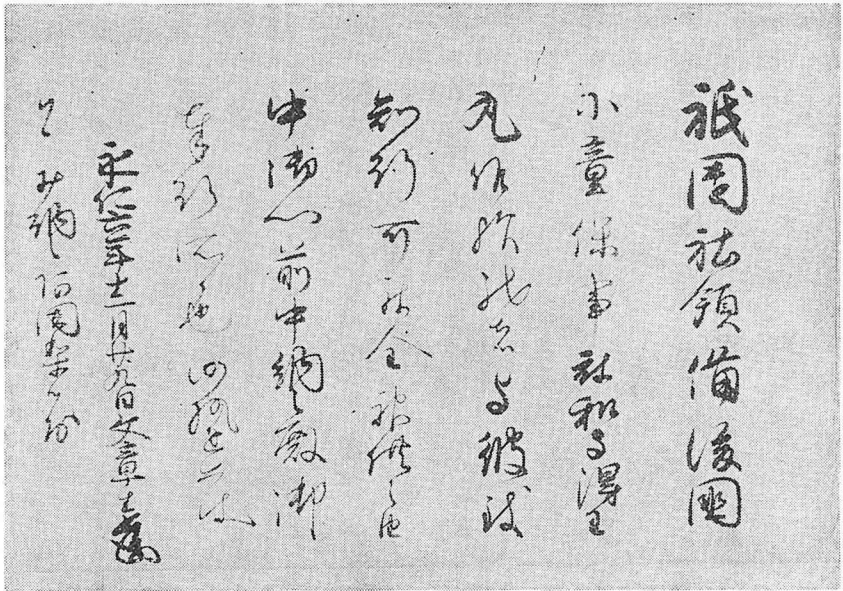
ここで「御奉行所候也」の御奉行について考えてみよう。公家の記録に散見する奉行というのは、「光親卿、院の最勝講奉行してさぶらひけるを」（『徒然草』四八段）とあるごとく、院（上皇）の命令で、政務上の恒例・臨時の行事（これを公事という）について、主任担当者を勤めることであつた。また訴訟（これを雑訴という）において、自分のもとに奉達され

表1 「御奉行所候也」といふ書止め文言の文書

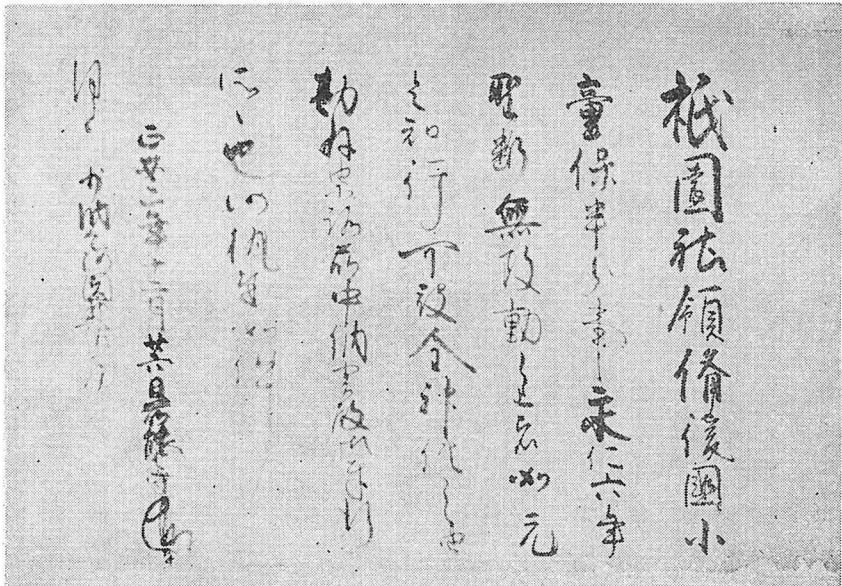
	年月日	奉行文言	奉者	宛所	内容	典拠
1	永仁六・一二・二九	中御門前中納言殿御奉行所候也 (中御門為方)	文章生(花押)	少納言阿闍梨御房 (祇園社執行の息怒真)	社領備後國小童保事 (和与の認許)	建内文書一九四九号
2	正安二・一二・二六	勘解由小路前中納言殿御奉行所候也 (勘解小路兼仲)	前能登守(花押)	少納言阿闍梨御房 (右真)	社領備後國小童保事 (右)	八坂神社文書 卷二
3	(応長元) 閏六・二二	中御門前中納言殿御奉行所候也 (中御門経繼)	前伊賀守成重	松尾神主(相意)	社領丹波国雀部庄用水事 (裁許)	松尾神社文書(一)
4	正和元・一二・二二	中御門前中納言殿御奉行所候也 (中御門経繼)	前伊賀守成重	卿公御房(祝)	社領丹波国雀部庄伝領事 (安堵)	東文書(一)
5	(正和二) 九・七	中御門前中納言殿御奉行所候也 (中御門経繼)	前伊賀守成重	賀茂神主	当社人嗽訴事 (裁許)	早稲田大学所蔵萩野研究室収集文書二五
6	文保元・五・二五	春宮大夫殿御奉行所候也 (花山院師信)	敦雄	片岡祝	社領伊予国菊万庄若狭国宮河庄預所職事 (安堵)	賀茂別雷神社文書(一)
7	元応二・三・八	中御門大納言殿御奉行所候也 (中御門経繼)	前伊賀守成重	神主	社領新大仏造管棟別事 (勅免)	賀茂別雷神社文書(一)
8	元応二・四・二九	吉田大納言殿御奉行所候也 (吉田定房)	前武蔵守頼口	松尾神主	当社々務職事 (安堵)	東文書(一)
9	元亨二・二・二二	藏人大進殿御奉行所候也 (万里小路季房)	左衛門尉広成	鴨祝	社領讃岐国葛原庄公文職濫妨事 (問状)	林康貞所蔵文書
10	元亨三・二・一四	師中納言殿御奉行所候也 (堀川具親)	前肥後守忠隆	鴨祝	社領讃岐国葛原庄公文職濫妨事 (問状)	林康貞所蔵文書
11	正中二・四・一〇	也 藏人勘解由次官殿御奉行所候也 (兼季光頭)	左衛門尉康村	祇園社執行	社領丹波国波々伯部保内新田村事 (問状)	建内文書一七〇三号
12	正慶二・一・一六	師中納言殿御奉行所候也 (平惟継)	前肥後守忠隆	賀茂前神主	社領伊予国菊万庄若狭国宮河庄預所職事 (安堵)	賀茂別雷神社文書(一)
13	応安二・二・三	藏人大輔殿御奉行所候也 (坊城俊任)	式部丞冬明	松尾神主	当社神輿造替事 (先例聴取)	松尾神社文書(一)

た訴状の、一件担当者になることも奉行であった。さらに女院の御産行事（この例については、次節に昭訓門院の安産祈願の行事について述べる）や、上皇の熊野詣というような、一大事のとりしきりをすることも奉行であった。親政時には、かかる奉行をつとめたのは藏人である。古文書学の立場から、こうした奉行についての、きわめて具体的な徴証は、奉行勤仕の公卿・職事・弁官が、これらの公事・雑訴に関する院宣・綸旨の奉者になっていることである。言いかえれば、上皇（天皇）の仰り命令を、政務として実施するための責任者、それが奉行である。この奉行の当人が奉者（発給責任者）となつて、「院宣所候也」・「天氣所候也」という文言の院宣・綸旨が発給されるのである。しかるに、写真(1)(2)と(4)から(7)までの文書にもあきらかなように、上記奉行については、「中御門前中納言殿御奉行所候也」や「藏人大輔殿御奉行所候也」のごとく、奉行の当人が文言中に書き入れられてしまっている。そして実際の文書発給には、奉行とは別人の、しかも奉行当人よりも一段と低い身分のものがあたっているのである。

これまでに、かかる奉行の文言をもつた文書について述べておられるのは、相田二郎氏と中村直勝氏である。相田氏は『日本の古文書』の「三〇三」例に一通示されている。氏はこれを書札様文書の、諸家御教書にあげておられる。そしてこの「御奉行所候也」の文言については、「かく／＼の上位の者の命を奉行すと言ふ意味である。取次ぐ意味を表しているのである。この文書の場合の上位の者は如何なるものか明かに致し難い。」と説明されている。また、中村氏はその大著『日本古文書学 上』のなかで「南曹弁御教書」として、第二四四例に「南曹弁殿御奉行所候也、仍執達如件」、という文書を紹介しておられる。相田氏は「御奉行」なる文言については、上位者の命令を取次ぐことに理解しておられるし、また文書名についても、前出史料集の場合と同様に「御教書」とされている。このように「御奉行所候也」の文書が、御教書として取扱われる以上、この文書の解明は、相田氏が「明かに致し難い」とされる上位者を知ることにかかっている。ここで理解を容易にするために結論をさきに言えば、相田氏が「明かに致し難い」といわれた上位者は、上皇ないし天皇であつて、これらの文書は様式的には典型的な御教書であるが、実際は当時、院宣・綸旨として機能していたのである。



写真(1) 中御門為方御教書 (八坂神社文書) (八坂神社蔵)



写真(2) 勘解由小路兼仲御教書 (八坂神社文書) (八坂神社蔵)

そのうえこれらの「御奉行所候也」という院宣・繪旨は、ふつうの「院宣所候也」の院宣や、「天氣所候也」の繪旨よりも一段階格を低くして伝達されるものであり、言うなればふつうの院宣・繪旨にくらべて、「セカンドクラス」の院宣・繪旨であったといえるのである。

その点を具体的に述べてみよう。写真(1)(2)は、八坂神社に伝わる文書であるが、この二通の文書が、嘉元二年正月に社領の公驗として相続された際の相伝文書目録に、「院宣」として登録されているのである^③。すなわち写真(1)と(2)の文書は、祇園社領備後国小童保に関する文書であるが、小童保は祇園社執行に代々相伝領掌された社領であった^④。それゆえに執行職が相伝譲与されるにあたって、この二通の文書も執行職の根本公驗として譲渡された。これについては、いま八坂神社文書のなかに、つぎの三通の文書目録が伝わっている。

① 嘉元二年正月二八日 阿闍梨忍真相伝文書讓状案 『八坂神社文書』一九五三号

② 嘉暦三年八月 日 社務執行宝寿院顯詮相伝備後国小童保文書目録（同一九五九号）

③ 正中二年九月 日 社務執行宝寿院顯詮相伝備後国小童保文書目録（同一九六〇号）

これらの目録（①②③の文書名は、いずれも『八坂神社文書』による）に、写真(1)の中御門為方御教書と写真(2)の勘解由小路兼仲御教書の二通の文書が、ともに「院宣」として登録されているのである。そのうち①嘉元二年の忍真の讓状案には、これら二通について、つぎのように記載されている。

〔写真(1)〕 一通 院宣 永仁六年十二月廿九日奉行中御門前中納言為方
任和与状忍真範円可令知行当保由事

〔写真(2)〕 一通 院宣 正安二年十二月廿六日奉行前中納言兼仲
勅裁不可有改動由事

この小童保の和与の事実は、執行勝円の没後、永仁六年五月三〇日に、勝円後家と二人の息子忍真・範円の三人の間に成立した。写真(1)の院宣は、この和与を認許した伏見上皇院宣であり、写真(2)は同じく二年後に、これを追認したものである。その後、忍真が範円の領分をも手中におさめ、嘉元二年正月二八日忍真は、小童保の領有権を彦一丸（後に執行と

なった(顯詮)に譲与した。この時、忍真が①文書目録を作成して、小童保の公験をも彦一丸に譲った。この公験のなかに写真(1)(2)の文書が、さきに紹介したように「院宣」として記載されていたのである。これら二通の院宣は、いずれも「御奉行所候也」の文書であった。永仁六年と正安二年と、二度にわたって和与の安堵をうけた忍真は、自分が受けとった写真(1)(2)の文書について、それぞれ(1)中御門為方が奉行した院宣、(2)勘解由小路兼仲が奉行した院宣として、①文書目録の記載のとおり認識していた。すなわち写真(1)の文書は、上皇の仰を中御門為方が奉行すること(ここまでは、ふつうの院宣の発給手続である)を、さらに下位の者(この場合は文章生)が、もう一段階奉じて忍真に伝えるという(ここで「中御門前中納言殿御奉行所候也」となる)、二段構えの奉書形式である。しかしこれを請取った忍真の方では、実際に伝達してきた奉者よりも、中御門為方が奉行している院宣であった。写真(2)の文書についても同様である。しかも二通とも本文中の奉行の当人には「殿」を付け、さらに「御奉行」と称して、あくまでも上皇の御奉行中御門前中納言殿という書札をとっている。かくして「御奉行所候也」という書止め文言の文書が、当時「院宣」として機能していたということを明らかにし得たのである。

ふつう古文書学の概説書では、院宣といえば、「院宣如此」「院宣所候也」「依院御気色」というように、文言中に院宣であることがはっきり認められる場合、あるいは「仰所候也」の仰の奉者が、上皇の侍臣側近として位置づけられるような場合のみ院宣としている。しかし本稿でとりあげられているような「御奉行所候也」の文書が、すでに紹介したように、当時はっきり院宣として機能していた。しかも文言中どこにも、院宣であることを認知できる文言もない。そして本来ならば院宣の奉者となる筈の立場の上皇の侍臣が、奉行の文言に出て来る御奉行の当人(写真(1)の場合は中御門為方、同(2)の場合は勘解由小路兼仲)となつて、本文中に書きあげられている。さらにこの写真(1)(2)の文書の奉者が、その身分等(写真(1)の場合は文章生、同(2)の場合は前能登守)から考えて、院宣の発給責任者にしては身分も軽く、はなはだ役不足のようである。それにもかかわらずこの「御奉行所候也」の文書が院宣であることは、もはやたんなる様式論のものさ

しでは測ることのできない、古文書学上の重要な問題があるものと考えるのである。

① 『日本の古文書』上 四四二頁。

② 『日本古文書学』上 四八九頁。

③ 文書目録が果たす史料的作用について、実際に東寺百合文書のように二万点におよぶ文書群を取扱っていて、一点一点の文書について様式的に整理し難いとき、その文書の用法が不明のとき、あるいは機能が適確に把握できないときには、ひとつの解決方法として、何らかの目的で、その要検討文書と同時期に作成された、関連文書目録を探ることになっている。すなわち訴訟に備えた申状の具書目録とか、寄進など権利譲渡のための相伝文書目録において、その要検討文書がどのように登録されているかを知る。言いかえれば、その文書によって利益をうける側で、どのように認識されていたかを知ることによって、その文書の機能なり用法なりを知ることができるのである。これは、東寺百合文書の整理を行ってきた過程で、私達が体験として得たことで

ある。

④ 久保田収氏「社領備後國小童保一」（神道史料叢書八『八坂神社の研究』所収）ただし、久保田氏はこの写真(1)(2)の二通の文書には、ふれおられない。

⑤ これを伏見上皇院宣としたのは、つぎの理由による。この写真(1)(2)の二通の院宣の宛所となっている忍真の父勝円は、永仁六年四月二六日付伏見天皇繪旨案、同年五月一二日付天台座主妙法院尊嚴御教書案（以上「祇園社記御領部第十」『八坂神社記録』下）によって小童保の知行が認められていた。その直後勝円は世を去り、小童保は勝円の遺言によって、後家・忍真・範円が三分の一ずつ領有するという和与が成立した。伏見天皇は永仁六年七月二日、後伏見天皇に讓位、院政を開始したが、小童保に関しては父勝円に安堵したことにひきつづいて、この和与をも認許したものと考える。

三

写真(1)(2)の例を考察したことによって、院宣には「院宣所候也」として、はっきり院宣という文言が本文中に認められる院宣とは別に、本文中に何処にも「院宣」なる文言はないが、「（奉行の院司）殿御奉行所候也」という書止めの文言をもった院宣について知ることができたのである。この二つの様式の院宣を、実例について検討することにする。そこで表Ⅰに集めた「御奉行所候也」の文書が、おしなべて神社に伝来していることに注目し、神社に宛てられた院宣について考察しよう。すなわち同じ日付で、同一目的のために、同じ奉行によって、神社へ宛てて発給された龜山上皇院宣の例を紹介する。

これは乾元二年四月二三日、龜山上皇が昭訓門院の安産祈願のために、伊勢内外宮をはじめとする各神社にたいして、神馬を奉獻した時のことである。女院の御産に関する諸行事には、民部卿葉室頼藤が奉行であった。この間の詳しい記録が、『昭訓門院御産愚記』であるが、頼藤の奉行動仕に關しては、その記録に「為民部卿奉行法皇仰」とある。葉室頼藤は上皇近習の一人であり、正応二年九月七日の龜山上皇御落飾にあたっては、奉行をつとめている。本稿にそくして言えば、乾元二年四月の上皇の女院安産祈願については、葉室頼藤が「御奉行」であったのである。このとき奉獻の神馬とともに、上皇の祈願の意志を伝える院宣が、各神社へ出された。表Ⅱはこの時の院宣発給の実態を示すものである。まず、文書の種類は(1)院司奉書・(2)庁奉書・(3)庁送文の三種類に分かれているが、いずれも龜山上皇の安産祈願・神馬奉獻の旨を伝えるということで、機能上すべて龜山上皇院宣であると考えられる。

文書の様式が三通りあるように、三三疋の神馬も表Ⅱのごとく、宛先によって三様に分けられた。このうち第一の院司奉書が宛てられる所は、伊勢・八幡・北野・熊野・新日吉の各社と、先皇の法華堂をいれて九カ所である。この院司奉書の書様は、下欄の文書々様にみられるように、奉行を勤める民部卿葉室頼藤が奉者となり、「依御氣色執達如件」という書止め文言の、ふつうの院宣である。この時「近習人々」によって、神馬をえらび、奉獻先については「内々被定社宛」られた。そして宛所の神社には、奉行の頼藤が宛先を書いた短冊を馬の轡にさげ、頼藤が奉じた院宣をそえて、各神社に送られる段取りであった。しかし三三疋の神馬のうち、こうして院司奉書がそえられる以外の神馬は、「庁可送遣所々、仰主典代資遠・庁官秀俊」ということで、前記院司奉書をそえた神馬とは別に、女院庁主典代が奉行となって送進された。すなわちこの昭訓門院安産祈願のための神馬奉獻は、院司が奉行する場合と、庁務主典代が奉行する場合の、二つのケースがあったのである。後者のように女院庁主典代安倍資遠が奉行として神馬奉獻する場合、表Ⅱの庁奉書がそえられたのである。この庁奉書こそ、文書々様の欄にみられるように「御奉行所候也」の文書であった。そしてこの庁奉書は、賀茂・鴨・松尾・春日・日吉の各社の御師(後述)と、祇園社の執行に宛てられたが、この「民部卿殿御奉行所候也、仍執達

表Ⅰ 乾元二年四月二三日付亀山上皇院宣（昭訓門院安産祈願のため諸社へ神馬奉獻）

文 送 序	書 奉 序					書 奉 司 院							文 書		
	祇 園	日 吉	春 日	松 尾	鴨	賀 茂	後 白 河 院	後 鳥 羽 院	法 華 堂	法 華 堂	新 日 吉	熊 野		北 野	八 幡
上・大和・広瀬・龍田・広田 粟田宮・西園寺惣社・大神・石 平野・稻荷・大原野・住吉・梅宮 ・吉田・丹生・貴布祢・新熊野・	執行 景清	御師 成久	御師 權神主時実	御師 權祝相憲	御師 秀憲（三社祝）	御師 延平（正祿宣）	執行 公深僧都	執行 任寛法眼	執行 支忠法印	座主（檢校道玄僧正）	檢校 道昭僧正	別当 慈順僧正	御師 尚清法印	祭 主	奉獻の院宣の宛所
序送文書様 院序 奉送 神馬一疋黒粟毛、 右為 昭訓門院御産平安御祈、所被奉送平野社如件、 乾元二年卯月廿三日 主典代雅楽頭安倍朝臣資遠	謹上 賀茂祢宜殿	卯月廿三日	候也、仍執達如件、	殊可令祈請給之由、民部卿殿御奉行所	此字可在檢前敬、但建長例如此云々、 昭訓門院御産為御祈被獻神馬一疋黒粟毛、候也、	序奉書々様	謹上 北野別当僧正御房 尚詣 八幡前檢校法印御房	依御氣色執達如件、 四月廿三日 民部卿願藤	院司奉書々様 神馬一疋、被引獻之、御産平安可令遂給之由、 於宝前殊抽丹誠可呈玄応者、	文 書 々 様					

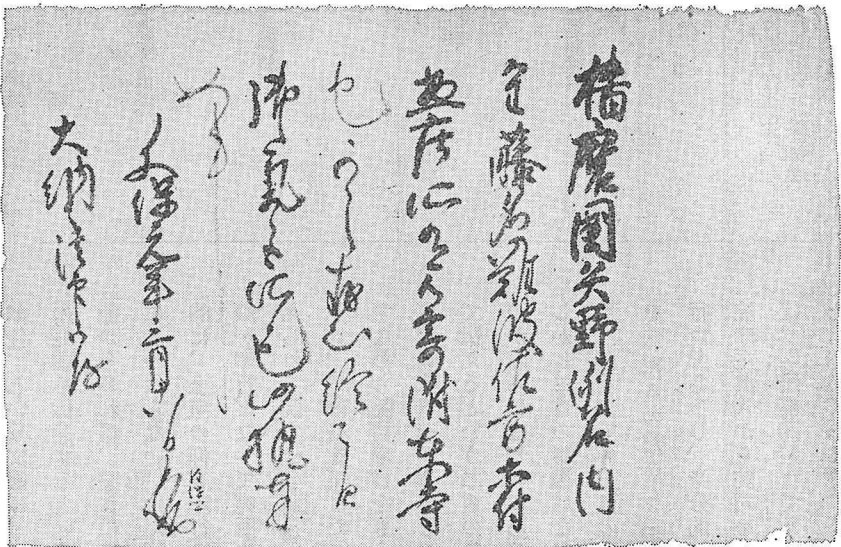
〔昭訓門院御産愚記〕乾元二年四月二三日の条より

如件」という文書は、上皇の発願を伝達するという機能からみれば、まさに院宣にほかならない。ただ様式的に、上皇の仰を奉行の頼藤が奉行となって宛所に伝えられる院宣（院司奉書）よりも、一段格を下げた様式、すなわち院司奉書をもう一度主典代資遠が奉者となって伝えるという二重の奉書のかたちになるのである。しかし二重の奉書になって、あくまでも上皇の命令を伝えるのだから「御奉行」であるし、身分的に女院序主典代から院司をみれば、「民部卿殿」であることは当然である。

ついで平野社以下一七社には、表Ⅱにみられるように庁送文を付して神馬が送られた。この庁送文というのは、同じく文書様様の欄にみられるように、平野社以下の各社にたいして神馬を送る目的を、きわめて事務的に伝えた文書であった。このように亀山上皇の発願によって発給された文書は、宛所によって(1)院司奉書、ついで(2)女院庁主典代奉書、そして(3)女院庁送文との三様の区別があった。とくに本稿で問題にしている「御奉行所候也」の院宣(庁奉書)が、表Ⅱのように賀茂社以下の六社にかざられ、それがまた表Ⅰにみられる「御奉行所候也」の文書の宛所(賀茂社等の神職である)と全く一致することがわかった。

以上述べた亀山上皇院宣の例は、女院の安産祈願という、言うなれば上皇の私事にかかわる事であったから、院司が奉行するふつうの院宣にたいして、「御奉行所候也」という院宣は、昭訓門院の家政機関である女院庁主典代の奉書であった。これが政務上の公事・雑訴においては如何であろうか。

その例として中御門経継が奉行であった後宇多上皇院宣について、ふつうの院宣と「御奉行所候也」の院宣との例を紹介しよう。中御門経継は嘉元三年権中納言に任じられ、それより後



写真(3) 後宇多上皇院宣 (東寺百合文書) (京都府立総合資料館蔵)

宇多上皇のもとで評定衆のひとりとして、吉田定房らとともに、奏事の伝奏をもつとめていた。^③また上皇が大宮院崩御にあたって錫紵（法服）を着御される儀式の奉行をするなど、上皇の院司として主要な存在であった。東寺関係文書においては、後宇多上皇が東寺へ施入された播磨国矢野庄に閑して、同上皇院宣の奉者となっている。その一通が写真(3)^⑤である。

これは文保元年三月一日、上皇が矢野庄例名内重藤名那波佐方両浦を、惣庄に付して東寺に寄附する旨を、経継が奉行して東寺に伝えた院宣である。^⑥この院宣の宛所は、聖無動院道我である。道我は、当時学衆方の庄園経営に閑与し、康永二年一〇月没するまで、ある時は東寺二長者にもなつて活躍した。この写真(3)の院宣は、経継が奉者となっているふつうの院宣である。そして写真(4)と(5)と表Ⅰの4・7も、経継が奉行した後宇多上皇院宣であるが、その書様は、さきに紹介した龜山上皇院宣(表Ⅱ)の、庁奉書と同じである。すなわち「中御門前中納言殿御奉行所候也」(写真(4)・(5))というように、本来奉行をつとめる経継は、本文中の奉行文言に書きこまれている。そしてこれら四通の實際の発給責任者(奉者)は、四通とも前伊賀守成重である。成重はその前受領名からすると、中御門経継のもとにいる下家司(後述)と考えられる。

中御門経継の奉行する後宇多上皇院宣でも、上皇の仰を奉行である経継が直接奉じた写真(3)のふつうの院宣と、そうした経継奉書をもう一度下家司成重が奉じた、写真(4)・(5)のような「御奉行所候也」の院宣とがある。これがたんなる家司奉書ではなく、文書の機能からみれば院宣であることは、「御奉行所候也」として、決して「仰所候也」や「御消息所候也」としていいないところにあらわされている。すなわち家司が家君の意を奉じたふつうの御教書ではなく、「御奉行」という家君(中御門経継)の立場を明示するため、この場合は、「中御門前中納言殿御奉行所候也」でなくてはならなかったのである。これらの院宣の宛所については、写真(3)の文保元年三月一日の院宣は、大納言法印(道我)に宛てられているが、写真(4)・(5)など四通の「御奉行所候也」の院宣は、すべて神職にあてられている。

つぎに「御奉行所候也」の繪旨について考察しよう。写真(6)と(7)の文書は、さきの院宣の例と同じく、機能的には繪旨である。すなわち繪旨にも、「天気所候也」というふつうの繪旨と、そして「(奉行の藏人)殿御奉行所候也」という繪旨

があった。写真(7)は松尾社に伝わり、前掲史料集では「藏人大輔某御教書」として所収されている文書である。これは応安二年一〇月に、松尾社神興造替の先例を注進せよという後光厳天皇の仰を、松尾社主に伝えたもので、素紙に書かれている。そして「御奉行」は藏人兵部大輔坊城俊任であった。写真(7)の宛所は神職であるが、これが僧官を宛所とした場合は如何であろうか。ここに同じく応安二年に坊城俊任が奉行をし、真光院禪守にあてた、ふつうの繪旨を紹介する。

山城国円城寺、如元可有御管領之由、天氣所候也、以此旨可令洩啓仁和寺宮給、仍上啓如件、

応安二年九月廿日

兵部大輔俊任奉

謹上 真光院僧正御房

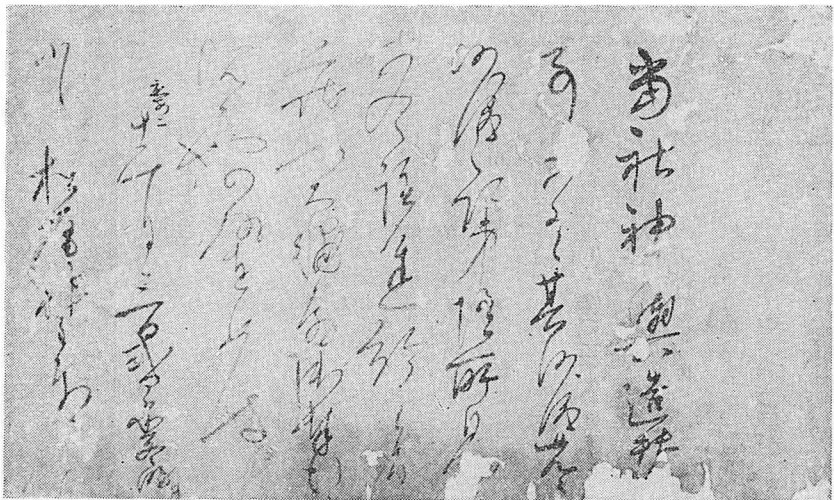
(東寺百合文書才函)

これは「天氣所候也」の、従来の古文書字でいう繪旨である。この繪旨はいま案文しか伝わらないが、藏人の奉じた繪旨であるから、当然宿紙が用いられていた筈である。いっぽう写真(7)の文書は、様式的にはさきの亀山上皇院宣(表Ⅱ)の庁奉書とその書様が同じなのである。すなわち藏人俊任の奉じた繪旨を、「藏人大輔殿御奉行所候也」というように、もう一度式部丞冬明が奉じて松尾社主に伝達するというかたちである。また写真(6)の文書は、八坂神社に伝わったものである。この場合も「藏人勘解由次官(葉垂光顯)殿御奉行所候也」というように、後醍醐天皇繪旨をもう一度左衛門尉康村が奉じて、祇園社執行に伝達したものである。これも宿紙には書かれていない。これら写真(6)・(7)の二通の繪旨は、さきの院宣の場合と同じく、ふつうの繪旨をもう一段階格を下げて伝達する繪旨であるといえる。

そこで写真(6)の奉者左衛門尉康村や、写真(7)の奉者式部丞冬明などの、上記二通の文書(繪旨)の事実上の発給責任者について考えてみよう。はたして庁奉書の奉者であった庁務主典代と、同じような立場の低位の奉者が、藏人所に存在したのであるか。この点を「吉部秘訓抄」と洞院家の「書札礼付故事」について検討しよう。そして、とくに表Ⅰの宛所に関連して、諸社司にたいする書札について考察したい。「吉部秘訓抄」の藏人の消息礼事に、諸社司にたいする書札礼が



写真(6) 葉室光顯御教書 (八坂神社文書) (八坂神社藏)



写真(7) 坊城俊任御教書 (松尾神社文書) (松尾大社藏)

つぎのように定められている。

諸社司 八幡別当直遣御教書、近代或用謹上
字、自余賀茂已下以出納書狀可仰之

右の書札をみると、表Ⅱにおける八幡社と賀茂社以下の扱と同じことが指摘できる。表Ⅱの八幡社への院宣は、院司奉書であった。この書札でも「八幡別当直遣御教書」である。そして表Ⅱの賀茂社以下には序奉書が宛てられるが、この書札の場合も「賀茂已下以出納書狀可仰之」と定められている。すなわち賀茂社已下には出納の書状が出されるのである。かかる出納が発給する文書については、洞院家の「書札礼付故実」^⑩にも、「出納奉書」という文書がある。この書札礼のなかに「職事催公事状并請文」という、職事心得のような書札作法が伝えられている。実際には、藏人頭・五位藏人・六位藏人が天皇の命令で、他の官職者に公事の出仕を催促する場合の、繪旨の書き方である。就中、表Ⅰ・表Ⅱの宛所と同じ「諸社司賀茂社以下」に宛てられる繪旨について、つぎのことが規定されている。

遣諸社司許状

於賀茂以下社司者、藏人頭直不遣状、或与奪六位藏人令書之、或以出納奉書仰之

このように賀茂社以下の諸社司に宛てられる繪旨は、藏人頭が奉者となる「天氣如此」「天氣所候也」という本来の繪旨の様式はとらず、ひとつには六位藏人に伝達させる。^⑪この場合の書様については、この「書札礼」では、様式的にはふつうの繪旨であり、その書止め文書は「天氣所候也」である。^⑫もうひとつの場合は、「出納奉書」という形式をとる。

出納というのは、藏人所の職員構成のうち、六位藏人までがいわゆる職事として、天皇に関する諸事務を管掌するが、その職事の下で職事のために事務をとる者である。したがって出納の者からは、「御奉行」の藏人にたいして「殿」という敬称を付けなければならなかったのである。それゆえに写真(6)・(7)の文書は、史料集に「御教書」として所収されているにもかかわらず、その書様から出納奉書と称されていたけれども、要するに文書の機能としては繪旨であった。

① 史料纂集『公衡公記』第三「昭訓門院御産愚記」

② 史料纂集『公衡公記』第三「亀山院御落飾記」また「亀山院御灌頂記」(群書類從)には「民部卿頼藤法皇御方執極又所令奉行也」とある。

③ 『吉統記』乾元二年二月七日条 この日の聴断参任人に「中御門前中納言」とある。また『万一記』文保三年正月一三日条、この日の評定参任人に「中御門前中納言経継」とある。

④ 史料纂集『公衡公記』第二「後宇多院御錫行記」

⑤ 東寺百合文書こ函『統凶録東寺百合文書』一一二号文書

⑥ 上島有氏「鎌倉時代の播磨国矢野庄について」(古文書研究)七・八合併号)

⑦ その全文を引用する。

松尾社領丹波国雀部庄内寺方名田事 任相伝領掌不可有相違之由、中御門前中納言殿御奉行所候也、仍執達如件、

「正和元」
十二月廿一日

前伊賀守成重奉

謹上 卿公御房

(東文書)

⑧ その全文を引用する。

賀茂社領新大仏造管棟別事、御 奏聞之處、於当社領者可有勅免之旨、中御門大納言殿御奉行所候也、仍執達如件、

元応二年
三月八日

前伊賀守成重奉

謹上 神主殿

(賀茂別雷神社文書)

⑨ 「吉部秘訓抄 四」藏人左京権大夫光綱習礼札々譲諒事 (大日本史料)第四編之二 六三三頁)

⑩ 群書類從第四百四「書札礼付故実」

この一書は、奥書に洞院実夏がその息公為に与えた旨記されているが、もともと洞院家に代々伝来

した書札作法を、南北朝期貞和三年十月頃、この体裁にまとめられたものと考えられる。「群書類從」には村山修氏が解説しておられるが、本稿に関連して村山氏の内容分析を補足するとつぎようになる。前半は大臣・大納言・中納言が、公事の上司としての立場から、他の官職者すなわち別当・職事・官外記・祭使などに、参勤出仕の命令をする時の御教書の書札作法である。後半は職事が公事の奉行として、他の官職者にたいして出仕催促する時の論旨の作法である。一家の先祖代々に、上卿の経験者や職事の経験者が輩出し、その都度家伝として伝えられた書札礼であろう。奥書に「此一巻随分秘書」と記されている。「弘安礼節」をはじめとして中世の書札礼の多くが、消息札に重点を置いて編集されているが、この洞院家の書札礼は、政治上の文書である御教書の作法、すなわち奉書札に徹している。しかも従来古文書学では検討されなかった諸大夫・侍・諸社司・官史生・院庁官・諸家々司・仏師・絵師・経師への奉書札についての作法が書きあげられている。この一書は、「伝宣草」と一對をなす公式文書の書札礼として、古文書学的にも再検討されねばならない。

⑪ 観智院文書に次のような論旨の伝達例がある(東寺観智院金剛藏聖教一六九箱)。

東寺大工職事、任代々相伝之旨、令相統藤井長吉之由、被聞食早、未來不可有相違、天氣如此、仍執達如件、

永徳二年四月二日

右少弁判

藏人兵部丞殿

東寺大工職事 任代々相統之旨 藤井重吉停止園弘無道妨、弥可全相伝之由、被成下安堵勅裁之上者、可存其旨之由、年預藏人兵部丞所仰候也、仍執達如件

永徳二年四月十九日

右衛門尉利綱判

右の例は、東寺大工職の安堵であるが、藤井重吉の身分としては、直接藏人の奉じた繪旨が出されず、まず六位藏人（藏人補任によれば、兵部丞なる官途は六位藏人であることが多い）に「天氣如此」と伝え、さらに「年預藏人兵部丞所仰候也」という一段階格の低い伝達のみかたで、大工藤井重吉に繪旨を伝えるのである。これが「藏人頭直不遣状、或与藤六位藏人令書之」の実例と考えられるので、ここに紹介する。

⑫ 「書札札付故奥」にはつぎのような範例を掲げている。

六位藏人催公卿状

賀茂祭女使出車可令献給之由、天氣所候也、仍言上加件、誠恐謹言、

四月 日

文章得業生

進上 藤中納言殿

(同) 催四位以下状

豊明節会可令候陣給候由、天氣所候也、仍言上加件、

十一月三日

左衛門尉奉

進上 兵部大夫殿

四

これまで述べてきたように、「御奉行所候也」の文書が、機能的にみて院宣・繪旨であることを知った。とくに賀茂社以下の諸社司がその宛所となった場合に、このような院宣・繪旨が出され、当時これらは、庁奉書・下家司奉書・出納奉書と称されていた。この節では、こうした文書の発給手続について、とくに奉者と宛所との関係を考察することにしよう。「御奉行所候也」の院宣・繪旨は、上位者（上皇・天皇）―奉行（院司・藏人）―奉者（たとえば主典代資遠や前伊賀守成重・左衛門尉康村など）という二段構えの複雑な奉書である。

かかる奉行と二段階目の奉者との関係をみると、表Ⅱの庁奉書の場合は、女院安産祈願（上皇発願）の奉行と、女院庁務主典代である。また後宇多上皇院宣のうち、写真(4)と(5)の「中御門前中納言殿御奉行所候也」の院宣は、院の伝奏（評定衆の一員）中御門経継とその下家司成重である。また写真(6)・(7)の「御奉行所候也」の繪旨は、奉行の藏人にたいして、下位の奉者は藏人所の出納であると考えられる。このように「御奉行」にたいする二段階目の奉者實際の発給責任者は、奉行の当人のもとに職属する身分の者であるといえる。彼等については「職原抄」に、「非成業之輩」といわれている。同

抄に「称非成業者、院主典代庁官・太政官史生・藏人所出納・諸家下家司」として、これら下位の奉者の身分が、ひとまとめに扱われているのである。ここに「成業」というのは、秀才・進士・明経・明法などのいわゆる国家試験に合格して、官職任用の資格を得ることを指している。平安時代から「用吏之道」^②として、「成業・非成業」をその条件にしている。成業と非成業の差別は、官すなわち太政大臣以下書史以上の官の職制^③上に、任用されている(成業)か、いまだ官職についていない(非成業)かのちがいであった。公家社会の構造を考えると、その骨組みは太政官を柱とする省・職・寮・司・坊・監・署・台・府・使の各官衙である。そしてこれら各官衙に所属する官職員の組織体系が、官の職制といわれた。公家の社会では、かかる官職に任官し、それに相当する位階を帯することこそ、権門の枠内に位置するための、もっとも基本的な条件であったといえよう。したがって「非成業之輩」は、いまだ官の職制に登っていない者なのである。すなわち院主典代は、四等官の主典ではなく、あくまでも主典代なのである。また、藏人所出納は、職事に宿紙を配給する役目を負うなど、藏人方に職属するのである。親政時の藏人所出納が、院政時に庁務主典代になることが記録上認められる。^④ 諸家下家司も、いわゆる公家の家政機関を構成する四位・五位の諸大夫ではなく、さらにその下に位置する者であろう。^⑤ すなわちこれら非成業之輩といわれる主典代などは、官衙機構の要職ではなく、その下に所属する官職未登用の者であった。^⑥ 位にすれば「六位七位八位の事しるすに及ばず」(『百寮訓要抄』)といわれた者であった。「御奉行所候也」の院宣・繪旨は、こうした官の職制に登らない無官の者が発給責任者となって、ふつうの院宣・繪旨をもう一段階格を低くして伝達するといふものであった。

つぎにこれらの文書の宛所について、検討しよう。表Ⅰの宛所の欄にあきらかなように、「御奉行所候也」の文書は、すべて神職に宛てられている。また表Ⅱの庁奉書の宛所と、さきに挙げた後宇多上皇院宣の例中、中御門経継の下家司奉書の宛所も、賀茂社等の神職である。こうした実際の文書から得た徴証と、前掲書札札の出納書状や出納奉書の宛所が、賀茂社司以下であることをあわせて考えると、これら「御奉行所候也」の院宣・繪旨は、ことごとく神職に宛てられてい

るのである。そのうえ表Ⅱの龜山上皇院宣が、すべて神社に宛てられていながら、別当(北野社)・檢校(熊野社)には院司奉書、賀茂社・松尾社などの神職には序奉書というように、宛所によってはっきり区別されている。そこで、神社内の組織、とくに神職について考えてみよう。^⑦

中世の神社内部組織は、おおきく社僧と社司にわけられる。社僧は神社において仏教的行事を行うためにおり、これは神仏習合という日本中世の信仰形態に由来するものである。おしなべて社司より社僧の方が上位にあった。そして社僧の上位には、神社によっては檢校・別当であり、一神社組織を代表した。表Ⅱの北野社の別当慈順僧正や、熊野社の檢校道昭法印がその代表的な例である。これらの檢校や別当職は、すべて官符で補任され、いわゆる釈家の官(僧位僧官)に列した。すなわち官の職制上に位置していたのである。社僧にたいして社司がおり、社司には神社によっては社務とも、また執行とも称される、一社の経営管理をする者と、神事を行う神職があった。

神職は全く神に奉仕することを専一にしていた。神職の構成は各神社によって様々であったが、おおよそ神主・禰宜・祝の三者が基本的な神職であるといえよう。すなわち祭祀を行う神主、神供にあたる禰宜、そして神託の伝達をする祝である。社僧のほとんどが、いちおう僧位僧官に在ったが、神職は百官に入らなかつた。もともと神職は、官位令にも挙げられず、職員令にも入れられず、すくなくとも令施行当時より正式の職事の官ではなかつたのである。^⑧ そのうえ松尾社の秦氏、賀茂社の賀茂氏のように、有力氏族の祭祀にかかる各社の神職は、一族中より譜代相統で代々世襲されていたので、これら神職は、官の職制上に組み入れられることはなかつた。^⑨ 御師(表Ⅱ)というのは、公家・武家から祈禱の要請をうけて任命されたものである。^⑩ 同じ御師であっても、神社によって上位社僧の御師と社司から出た御師の場合とでは、表Ⅱのように宛てられる院宣の書様が異っていた。本来国家祭祀のためには神祇官があり、この長官を伯と称したが、鎌倉時代になると白川家が世襲で伯を継承した。そして伯家の吹拳(本官奏)によって神主に勅許補任されると、同じ神職でも、身的には殿上人に准拠した。たとえば、松尾社の神主相憲が、これに相当していた。^⑪

ここで観点をかえて、上述の社僧・社司、就中、神職を宛所とした場合の、院宣・繪旨について考えると、まず、ふつうの院宣・繪旨は、上位社僧に宛てられるのである。しかし、ふつうの院宣・繪旨でも、最も薄礼とされている「悉之以状」という書止め文言のものは、前述の伯家の奏上を経て勅許された神主にかぎって宛てられている。^④そして、「御奉行所候也」の院宣・繪旨は、官の職制上に任官することなく、譜代相統をたてまえとする神職にたいして発給されていたのである。ふつうの院宣・繪旨は、官職についていなければならなかった。すなわち官の職制の枠外にある神主・禰宜・祝等には、「御奉行所候也」の書様でしか、院宣・繪旨は伝達されなかったのである。

これまで考察してきたように、官の職制上に位置づけられていない所に、院宣・繪旨が伝えられねばならない場合、その発給手続は、本来の奉行が上皇あるいは天皇の仰を、直接奉ずるふつうの院宣・繪旨を、その奉行に職統する無官の者がもう一度奉ずるといふ、二重の奉書形式をとったのである。これが「御奉行所候也」の文書の実態である。

- ① 「職原抄」下 檢非違使「志」の項。
- ② 「本朝文粹」六 用吏之道先依功勞、々々若同又弁成業非成業之著。
- ③ 「官職知要」上 官は職の名なり以其官号可知其職也、官位令發解曰大臣以下書史以上を官といふ、職員令發解曰職者職司也、寔是は諸の官号をあげて其職掌をわかつたり、畢竟官には職あり、位には職なし故官職一なり」。
- ④ 「西宮記臨時五」一院官事に上皇脱屣之後は、親政時「出納為主典代」とある。また「洞院家記十」御幸始次第に、「藏人出納兼主典代」の例として、「安倍資良保元出納 後醍醐後主典代兼出納」とすることによる。
- ⑤ 「拾芥抄中末」一家司 家司・下家司 「異居雜錄」一家司 家司 は諸大夫なり、その外にあるをば下家司といふ。
- ⑥ 院序主典代・藏人所出納の補任について、「名目抄」院中篇に「主典代庁補之」とある。「禁秘抄考証」中巻に「出納 上古内親王大臣ナト 奉申、藏人下知、下名簿、付学生明法等諸園目ナト補之」とある。

- ⑦ 神職制度に関しては、つぎの二論文を参考にした。林陸朗氏「上代神職制度の一考察『神道学』出發復刊第二九号）安倍良行氏「松尾社の社司について」『神道史研究』第三三卷 二号）安倍氏は松尾社のみならず、賀茂社についても論及されている。
- ⑧ 小杉達氏「祇園社の社僧 上・下」『神道史研究』第一八卷 二・三号）
- ⑨ 『大日本古文书 石清水文書之二』七二六号から七三六号までの文書には、別当堯清・修理别当守清の補任に関する詳細な手続を示す文書がある。
- ⑩ 林陸朗氏前掲論文
- ⑪ 庁奉書・出納奉書が、賀茂社司以下に限られるということについて賀茂社・松尾社が、公家の門閥とは無縁の賀茂氏や秦氏の祭祀にかかる神社であったことによるものと考えられる。しかしこれについては確証を得るに足る史料はないので、推定の域を出ないのである。

⑫ 小杉達氏「祇園社の御師」（『神道史研究』第一九卷 一号）

⑬ 勅許補任の神主の例として、東文書につきのような神祇祇家御教書がある。

当社神主職事、以正祝相憲可被補任由、院宣如此、早可令存知其旨

給之由、本官仰所候也、仍執達如件、

七月五日 左衛門尉□□

謹上 松尾社神主殿

また、神主における殿上人待遇があったことのひとつの例として、「上杉問答」につきのような記事がある。

一被遣諸社神官書状事

公家者依堂上下別、有書札之式、於武家之儀者、雖有勝劣大略被同等礼乎、但不知其官位、至都鄙之神官者難分別之

⑭ この一例として『松尾大社史料集 文書篇 一』七号文書をあげることができる。

おわりに

従来、古文書学の概説書では、院宣・繪旨の説明のためには、かならず数種類の奉書文言の用例をならべて、礼の厚薄を述べている。しかし御教書に関する諸問題は、文書の奉書文言のみで、それほど容易に説明できるものではない。とくに院宣・繪旨は、その発給手続や伝達経路そのものに、政治権力が顕著に具現されるものであったから、たんなる書止め文言による様式論的解説だけでは、院宣・繪旨が充分検討されたとはいえないのである。最近、富田正弘氏が、院宣・繪旨をもふくめて、ひろく中世公家政治文書Ⅱ御教書の宛所を分析され、院宣・繪旨が中世公家社会の権門体制内の整然と定まったルート上に発給授受され、決してこの枠組をこえた所へは宛てられないという見解を示された（富田氏前掲論文）。

私は「御奉行所候也」という文言の文書、史料集では御教書とされている文書を、機能論的に追求し、これらの文書が院宣・繪旨の働きを示していることを知ることができた。そして本来院宣・繪旨をもらえないような所、たとえば本稿中にとりあげた神職のように、富田氏のいわれる権門体制の枠外にいても、私のいう官の職制上にのっていないなくても、神職が国家宗教にもとづく神事にたずさわっているという立場から、どうしても上皇（天皇）の命令が伝達されなければならぬ時、「御奉行所候也」のかたちで、二段階の奉書という院宣（繪旨）が宛てられたのである。これはあくまでも形式を重

んじる中世公家社会の実態を、いっそうあきらかに示したものと考える。本稿の考察によって、院宣・繪旨の領域がひろがった。富田氏の説を一言にたとえれば、私はその裾野をひろげたことになるう。

そして院宣・繪旨に、ふつうの院宣・繪旨と、「御奉行所候也」の別形態の院宣・繪旨があることを明らかにし得たことよって、たんに院宣・繪旨にとどまらず、中世の公家文書について、ひとつの問題を提示したものと考える。たとえば藤氏長者宣を例にとれば、ここにも興福寺へ宛てた「長者宣所候也」という南曹弁の奉じたふつうの長者宣と、春日社神主にあてられた「別当弁殿御奉行所候也」という勸学院の知事か、長者の家の家司（氏の家司ではない）が奉じた、ふつうの長者宣をもう一段階下位の者が奉じる長者宣を指摘できるのである。

さらに「御奉行所候也」の奉書形式について、文書の「格」を問題にしたが、これについては最近、上島有氏は形態論的研究という立場から、同じ様式の文書でも内容によって、また宛所によって、文書の格がきまっております、それは文書の料紙に顯然とあらわされていることを指摘されている（「中世の檀紙と御判御教書」『日本歴史』三九三号）。書止め文言のみを比較する古文書学だけでは、その明らかにし得る範囲は、きわめて限定されていることがよくわかるのである。

（京都府立総合資料館歴史資料課資料主任

〔付記〕 本稿の要旨は、昭和五三年一月二八日、第一一回日本古文书学会（於早稲田大学）において報告した。論文にまとめるに

あたっては、上島有氏より懇切な御指導をいただいた。また、八坂神社と松尾大社からは御所蔵文書の写真掲載について御配慮いただいた。記して感謝する次第である。（五四・五・一三）

The *Fu-tsêng* 賻贈 in the *Han* 漢 Dynasty

by

Tomi Saeki

The *fu-tsêng*, a custom that the material support is offered to a family of the dead, dated back to the ancient times in China. For instance, the classics such as *Shih-ching* 詩經, *Li-chi* 禮記, and *Tsho-chuan* 左傳 demonstrate the existence of this habit.

Furthermore, the *Han* dynasty institutionalized this custom of *fu-tsêng*. The imperial power had been growing strong since the *Ch'un-ch'iu* 春秋 period, and the *Han* dynasty developed into the ancient empire. Against this background, the emperor utilized the *fu-tsêng* to show the emperor's favor to his subject. The dynasty gave a large amount of money as the *fu-tsêng* to its bureaucrats. It is not too much to say that when one officer died, his family could make a fortune of the *fu-tsêng*.

This article meant to illuminate reasons why it became popular to offer such a vast sum of money for the *fu-tsêng* in the *Han* dynasty. First of all, it can be said that the confucianism, the national religion, brought about this popularity since it taught the importance of laying heartily a person to rest. Secondly, we can assume that the intention of the ruler may be in relation with that popularity. That is, it is supposed that the emperor intended to conciliate great families who rose gradually to be bureaucrats, by using the custom of the *fu-tsêng*.

The *Inzen* 院宣 and the *Rinji* 綸旨 of a Different Form :

About the "Onbugyo-sorotokoronari" 「御奉行所候也」

by

Hatsuko Hashimoto

Among the palaeographs handed down in shrines there are some doc-

uments which end with the phrase “*Onbugyo-sorotokoronari*”. These documents are the *Migyōshō* 御教書 as far as their form is concerned and are classified as the *Migyōsho* in the published historical materials.

But in practice they functioned as the *Inzen* or the *Rinji* rather than as the *Migyōsho*. Originally the *Inzen*, as a rule, was sent by *Inshi* 院司 by order of *Jōkō* 上皇 and the *Rinji* by *Kurōdo* 藏人 by order of *Tennō* 天皇, but on the other hand the *Inzen* and the *Rinji* in the form of the “*Onbugyo-sorotokoronari*”, after having been sent by *Inshi* or *Kurōdo*, were further sent to the receiver by their subordinate, *Chōmushutendai* 庁務主典代 or *Kurōdodokoro-suino* 藏人所出納. Originally the *Inzen* and the *Rinji* were sent only to officials. Therefore, to the nonofficeholding the *Inzen* and the *Rinji* were sent in the form of the “*Onbugyo-sorotokoronari*”.

These documents have not been dealt with by palaeography. This article examines the actual condition of such *Inzen* and *Rinji* as have a different form from normal ones.

The Founding of the Americans for Democratic Action

by

Masugi Shimada

Post-World War II American liberal movements have been actively and closely studied in recent years. Many of these studies, however, are devoted either to re-evaluate Henry Wallace and his advocacy of peaceful co-existence or to criticize so-called Cold War liberals for their failure of radical nerve.

The author's intention here, on the contrary, is to examine the background and the meaning of the founding of the Americans for Democratic Action which after 1947 was to replace the reform-minded liberals and become the center of the liberal movement, and by so doing to present a perspective of the postwar American society.

The article discusses the characteristics and the limits of the liberal postwar programs in the first place. The bases of their reform program were eroded in the face of the postwar economic boom and the political reaction. Besides, labor movements to which liberals looked